

静岡県介護支援専門員協会及び介護支援専門員協力団体 社会調査を行う際のガイドライン

静岡県介護支援専門員協会及び介護支援専門員協力団体が社会調査を実施する際、本ガイドラインを遵守しなければならない。調査実施団体は、社会調査を実施するにあたり、介護支援専門員倫理綱領に基づき、調査対象者を尊重して行うこと、社会調査における倫理的な問題について十分に配慮し、調査員等に注意を促していくことが求められる。

- 1 調査対象者に対しての質問内容等は、個人を尊重するとともに、プライバシーを侵害しないものでなければならない。
- 2 調査対象者に対して事前に、調査目的・内容・結果の公表の仕方・協力は任意であること等の説明を口頭あるいは文書にて行い、同意を得なければならない。また、途中で回答を辞める、答えたくない質問は回答しなくてよいことも事前に伝えておかなければならない。
- 3 質問等において差別的な用語、社会的に不適切な用語を使用してはならない。
- 4 調査によって得られたデータを捏造、改ざんしてはならない。
- 5 調査によって得られたデータは、個人が特定されないよう処理しなければならない。
- 6 調査によって得られたデータの管理は、厳重に行うようにしなければならない。また、調査が終了した後一定期間保存し、破棄しなければならない。
- 7 調査によって得られたデータは、調査目的以外で使用してはならない。
- 8 調査結果を公表する際は、個人・団体・地域が特定されないように十分配慮しなければならない。
- 9 調査者が所属する団体・組織で研究倫理審査を受けることができる場合は、原則として審査を受けなければならない。

附則

本ガイドラインは 2023 年 10 月から適用とする。